

岡崎市立小中学校空調設備整備事業基本協定(案)及び契約書(案)に関する質問及び回答

通し番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	基本協定書(案) SPC無版	5	第10条第1項	以下の通り、募集要項22項リスク分担表に従い、記載内容を変更頂く事は可能でしょうか。 「事由の如何を問わず、優先交渉権者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、……、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。」 ↓ 「優先交渉権者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、……、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、事業契約の締結に至らなかった事由が市の責めに帰すべき事由の場合(第6条第2項の場合を除く)は、既に優先交渉者が準備に関して支出した費用については、市の負担とする。」	原案のとおりとします。
2	基本協定書(案) SPC無版	6	第11条第1項(2)	以下の通り、表現の修正を頂く事は可能でしょうか。 「本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合」 ↓ 「本協定締結後、開示権限を有する第三者から、 <u>秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けたことを文書の記録で証することができる場合</u> 」	原案のとおりとします。
3	基本協定書(案) SPC無版	6	第11条第6項	秘密保持条項は市と優先交渉権者の両者に関わる内容化かとおもいますので、以下の通り、変更頂けますでしょうか。 「本条に定める優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。」 ↓ 「本条に定める市と優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。」	ご提案のとおり変更します。
4	基本協定書(案) SPC有版	1	第1条第1項(16)	「協力企業」とは、「事業会社に出資しないが事業会社又は構成企業から本事業に関する業務を受託又は請け負うことを予定している企業」とありますが、協力企業は事業会社から本事業に関する業務を受託又は請け負うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。(募集要項P8にも、協力企業は、「構成企業から業務を直接受託又は請け負うことを予定している企業」との記載があります。)	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案) SPC有版	2	第4条第1項	SPCの設立期限として「平成31年11月」とありますが、「平成30年11月」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。その場合、募集要項P5に優先交渉権者の決定及び公表は、平成30年11月28日の提案に関するヒアリング実施後の「平成30年11月下旬」とあり、実務上(公証人役場での定款認証や法務局での登記手続き上)、平成30年11月中のSPC設立は困難と思われます。仮契約は「平成30年12月」とあることから、基本協定書の日付欄は「平成30年12月●日」に修正していただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段については、「平成30年12月●日」に変更します。
6	基本協定書(案) SPC有版	3	第7条第2項	「事業契約の締結日以降30日以内に」とありますが、各企業内の法務確認期間を考慮して「60日以内」に修正していただけないでしょうか。	事業契約締結が年末となり、年末年始の休業期間を挟むことから、「事業契約の締結日以降40日以内」とします。
7	事業契約書(案) SPC無版	目次	第4条～第6条	目次と本条の、条数とタイトルが一致しませんので、修正頂けますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
8	事業契約書(案) SPC無版	目次	第7条、第8条	目次における第7条、第8条のタイトルが本条と一致しませんので、修正頂けますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
9	事業契約書(案) SPC無版	目次	第56条	稼働と稼動が混在しているため、以下の通り表記を統一してはいかがでしょうか。 (新規設備の稼働時間の計測) ↓ (新規設備の稼働時間の計測)	「稼働」は「稼動」に変更し、表記を統一します。
10	事業契約書(案) SPC無版	12	23条	第6項がないため、修正頂けますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
11	事業契約書(案) SPC無版	14	第30条第6項	以下の通り、変更頂く事は可能でしょうか。 「本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は施工企業が、その責任と費用負担にて行う。」 ↓ 「本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は施工企業が、その責任と費用負担にて行う。この場合、市は施工企業の該当対応に協力する。」	ご提案のとおり変更します。

12	事業契約書(案) SPC無版	20	第41条第1項	責任期間が長期となると、原因の特定がきわめて困難となることから、第42項第2項の定めと同様となるように、以下の通りに記載内容を変更頂けますでしょうか。 「新規設備の引渡しを受けた日から2030年3月31日が経過するまでの間に、・・・当該瑕疵を補修(交換を含む。以下、本条において同じ。)させなければならないものとする。」 ↓ 「新規設備の引渡しを受けた日から1年を経過するまでの間に、・・・当該瑕疵を補修(交換を含む。以下、本条において同じ。)させなければならないものとする。ただし、その瑕疵が施工企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、その補修期間は、新規設備の引渡しを受けた日から10年間とする。」	原案のとおりとします。
13	事業契約書(案) SPC無版	24	第49条第1項	本条の文意からすると、以下の通りが正しいかと思われませんが、いかがでしょうか。 「別紙5に規定する維持管理業務を維持管理業務に係る業務水準に従って行わせなければならない。」 ↓ 「別紙5に規定する維持管理業務を維持管理業務に係る業務水準に従って行わなければならない。」	ご指摘のとおり修正します。
14	事業契約書(案) SPC無版	25	第54条第1項	以下の通りに記載方法を変更頂く事は可能でしょうか。 「維持管理企業は、市から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに(遅くとも連絡を受けた日の翌日までに)故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。」 ↓ 「維持管理企業は、市から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに(遅くとも連絡を受けた日の維持管理企業の翌営業日までに)故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。」	原案のとおりとします。
15	事業契約書(案) SPC無版	26	第56条タイトル	稼働と稼動が混在しているため、以下の通り表記を統一してはいかがでしょうか。 (新規設備の稼働時間の計測) ↓ (新規設備の稼働時間の計測)	No9参照
16	事業契約書(案) SPC無版	26	第57条第2項	稼働と稼動が混在しているため、以下の通り表記を統一してはいかがでしょうか。 空調稼働時間 ↓ 空調稼働時間	No9参照
17	事業契約書(案) SPC無版	26	第58条第1項	稼働と稼動が混在しているため、以下の通り表記を統一してはいかがでしょうか。 稼働状況等 ↓ 稼働状況等	No9参照
18	事業契約書(案) SPC無版	32	第69条第4項	「当初の支払方法」の「当初」とは、「第66条の定めによる」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案) SPC無版	38	第73条第6項	第6項の場合における費用(施工済未払い分、現状復帰費用等)の負担について、第7項の内容を参考に、以下の通り記載内容を変更頂く事は可能でしょうか。 「全ての新規設備が市に引き渡される前に、・・・、市に返還する。」 ↓ 「全ての新規設備が市に引き渡される前に、・・・、市に返還する。この場合において、市は、代表企業に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価及び現状に復する費用を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。」	原案のとおりとします。
20	事業契約書(案) SPC無版	42	第85条	第85条に定める秘密保持に関して、第86条に定める著作権等と同様に、以下の内容を追加頂く事は可能でしょうか。 「市及び構成企業は、本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。」	ご提案のとおり変更します。
21	事業契約書(案) SPC無版	45	第94条第1項	表記の統一のため、以下の通り変更頂く事は可能でしょうか。 「この契約は、仮契約とし、・・・」 ↓ 「本契約は、仮契約とし、・・・」	ご指摘のとおり修正します。
22	事業契約書(案) SPC無版	45	第94条第3項	「事業契約の締結に至らなかった事由が市の責めに帰すべき事由の場合(議会で決議されなかった場合を除く)は、既に優先交渉者が準備に関して支出した費用については、市の負担とする。」と記載頂く事は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
23	事業契約書(案) SPC無版	45	第100条	第100条ではなく、第95条の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。

24	事業契約書(案) SPC無版			対象校の統合整備等に伴う新規設備の所有権移転後移設等業務に関する規定がございませんが、今後発生が想定される対象校の統合整備等を規定しなくてもよろしいでしょうか。	所有権移転後の空調設備の移設は別途発注を想定しています。大規模改修工事の期間中等で対象となる空調設備の維持管理数が減少した場合は協議することになります。
25	事業契約書(案) SPC有版	2	第1条第1項(28)	「協力企業」について、「事業会社に出資しないが事業会社又は構成企業から第4条規定する業務を受託又は請け負うことを予定している企業」とありますが、協力企業は事業会社から直接、業務を受託又は請け負うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。(募集要項P8にも、協力企業は、「構成企業から業務を直接受託又は請け負うことを予定している企業」との記載があります。)	原案のとおりとします。
26	事業契約書(案) SPC有版	11	第22条	工事の施工に関し、貴市の発注に係る第三者の施工する他の工事の請負業者から必要な協力が得られず、工事遅延が発生した場合は、貴市の責めに帰すべき事由とし、第38条1項と同様なご対応をいただけると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のケースは、事業者の事前の調整不足が原因のケースもあり、本市の帰責事由とできないことがあります。ご質問の状況とならないように調整に協力します。
27	事業契約書(案) SPC有版	13	第28条第2項	工事では、多数の第三者(協力業者、下請け、委託業者など)が携われることとなり、事前に貴市に届け出てその承認を得なければならないが、貴市及び事業者共に繁忙な業務となりますので、別紙4に定める施工体制台帳を貴市に提出することで、承認していただけると理解していただけますでしょうか。	工事については御認識のとおりです。なお、工事監理については岡崎市建築工事監理業務委託契約約款に準じた取り扱いとさせていただきます。
28	事業契約書(案) SPC有版	15	第35条第3項	設計・施工・工事管理業務を完了した証明となりますため、貴市からの完成確認書については、必ず交付を頂けませんでしょうか。	同条第2項に記載のとおり、必ず交付します。第3項は、完成確認後14日以内に交付しない場合の規定です。
29	事業契約書(案) SPC有版	15	第36条第2項	貴市の責めに帰すべき事由により工期を延長し、それに伴い事業会社生じた追加費用又は損害については負担方法を協議するとありますが、事業会社の責めに帰すべき事由により同様な事項が発生した場合は、負担方法についての協議はしていただけないのでしょうか。	当市の工事請負契約約款に準じた取り扱いとします。
30	事業契約書(案) SPC有版	20	第43条第1項(2)	本条で示されているサービス対価には、SPC管理費やSPC利益など、維持管理に直接関係しないその他費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	含みます。
31	事業契約書(案) SPC有版	20	第43条第1項(2)	本条において維持管理費についても契約保証金の対象となっておりますが、貴市が発注する委託業務は契約補償を求めているため、維持管理業務については対象外としていただくことは可能でしょうか。	ご提案のとおり変更します。
32	事業契約書(案) SPC有版	20	第43条第1項(2)	本条で示されているサービス対価の合計額には、消費税および地方消費税は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書(案) SPC有版	24	第54条第1項	貴市から新規設備の故障等連絡を受けた場合、直ちに調査及び原因を特定するとありますが、(遅くとも連絡を受けた日の翌日まで)を(遅くとも連絡を受けた日の翌日まで、なお休日を除く)と変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
34	事業契約書(案) SPC有版	25	第60条第1項	設計・施工業務の対価の減額は設計・施工業務期間中におけるモニタリング判定によって発生するものであり、維持管理期間中においては、維持管理業務の対価のみがモニタリングによる減額の対象として判定されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・施工業務と維持管理業務を並行して行う期間があることから、期間で区分するのではなく、業務で区分します。維持管理業務に係るモニタリングによる減額は、維持管理業務の対価のみが対象となります。
35	事業契約書(案) SPC有版	25	第60条第5項	モニタリング減額方法説明書にて、設計・施工業務の対価の減額は、設計・施工業務の提案書で提案された業務レベルの重大な未達の場合のみ発生する(設計・施工業務の要求水準未達の場合には、業務改善勧告並びに支払いの留保が発生し、減額ポイントの付与はない)ものと規定されております。本項にて「要求水準等内容の未達に伴う設計・施工業務の対価の減額」が規定されておりますが、これには「設計・施工業務の要求水準未達」は含まれず、「設計・施工業務の提案書で提案された業務レベルの重大な未達」と同義との理解でよろしいでしょうか。	提案書で提案された業務レベルは要求水準書を満足する内容であることが前提ですので、「設計・施工業務の提案書で提案された業務レベルの重大な未達」は、要求水準の重大な未達を含みます。ただし、要求水準の未達についてはモニタリング減額説明書に従って支払いの留保をすることがあります。
36	事業契約書(案) SPC有版	25	第60条第5項	設計・施工業務等のモニタリング結果に伴い、対価が減額される場合、サービス対価A-1、A-2、A-3のどちらから優先的に減額されるのでしょうか。	A-1、A-2の順に減額します。
37	事業契約書(案) SPC有版	25	第60条第5項	貴市が定めた改善期間内において、改善によって要求水準等の内容が達成された場合、モニタリング減額方法説明書に規定する設計・施工業務の対価の減額(減額ポイントの付与)は行われぬとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書(案) SPC有版	27	第62条	「空調設備の設計・施工等のサービス対価を第70条に規定する手段に従って」とありますが、支払いについては第66条の規定と思われるが如何でしょうか。	ご指摘のとおり修正します。

39	事業契約書(案) SPC有版	29	第69条第3項(1)ウ	本項における事業契約解除に伴う違約金算出の対象金額について、「1事業年度の維持管理のサービス対価」と規定されておりますが、次項以降と同様、「解除時の事業年度の維持管理サービス対価」にご修正頂けませんでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
40	事業契約書(案) SPC有版	29	第69条第3項(1)ウ	事業契約解除に伴う違約金については、維持管理期間における契約保証金の水準と同様に当該事業年度の維持管理のサービス対価の100分の10として頂けないでしょうか。金融機関から資金調達する場合、事業契約の解除に伴う違約金については、違約金リザーブ等を要求されることが一般的であり、については事業費の上昇要因につながってしまいます。本項以降の全新規設備の引渡し後における事業契約解除時の違約金水準についても同様です。	原案のとおりとします。
41	事業契約書(案) SPC有版	32	第70条第7項	全新規設備の引渡し以降、本項に基づいて事業契約が解除され違約金が支払われる場合、第69条に基づく事業契約解除時の違約金支払いの義務は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	事業契約書(案) SPC有版	33	第71条第3項(1)ウ	事業契約が解除された場合の貴市にご負担いただく費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	岡崎市立小中学校空調設備整備事業募集要項等に関する質問及び回答(第2回)	4	通し番号 35	「建築保全業務共通仕様書に準拠した点検をしてください。」との回答がございますが、共通仕様書は要求水準書6頁記載のとおり、参考基準・指針等の一資料であり、PFI事業における性能発注の考え方から、点検方法については、事業者の提案に委ねることとしてはいただけないでしょうか。若しくは、一定以上の維持管理品質を担保するため、年2回のシーズンイン点検のみ事業者の必須作業とすること、してはいただけませんでしょうか。	ご提案のとおり、「本市が要求する維持管理品質を担保するための年2回のシーズンイン点検を必須とする」ことに修正します。
44	支払方法説明書(平成30年10月18日変更版)	2	交付金予定額	「交付金予定額:約870,000,000円」とありますが、提案書類の作成にあたっては、「約」ではなく、「870,000,000円」で算出するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
45	支払方法説明書(平成30年10月18日変更版)	2	交付金予定額	「交付金予定額:約870,000,000円」とありますが、サービス対価A-1は、支払方法説明書P5記載の通り、「2019年6月30日までに引渡し分」と「2019年12月末までに引渡し分」の2回支払われるため、交付金予定額につきましても、2019年6月30日までに引渡し分と2019年12月末までに引渡し分の2本に分けてご教示ください。(引渡し時期毎の交付金予定額が明示されないと、それぞれの時期に支払われるサービス対価A-1が算出できないことになります。)	事業者側で6月末までに引渡し分にかかる整備費と12月末までに引渡し分に係る整備費で交付金予定額を按分して算出してください。
46	要求水準書	20	3 (1)	上下二段の窓が設置されている教室で、現状が上段がすりガラス、下段が普通のガラス+レースカーテンとなっている場合、新たに上下2段分の遮熱カーテンを設置する考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	20	3 (1)	質問46について、上下2段分の遮熱カーテンを新たに設置する場合、下段に設置されている既設カーテンは残置すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	20	3 (1)	遮熱カーテンの取付において、対象教室で北側も屋外に面している場合、カーテンの取付は南側のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	募集要項様式集	様式 3-3		募集要項P12 4(1)キでは「事業者は、構成企業・協力企業の選定にあたり、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者を少なくとも1社以上選定するとともに、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの企業を登用することに配慮すること。」との記載があります。様式3-3には「応募者の構成企業ごとに提出してください」とありますが協力企業からの委任状は必要でしょうか。	募集要項P12 4(1)キにおける「事業者は、構成企業・協力企業の選定にあたり、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者を少なくとも1社以上選定する」を満たすために協力企業として「岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者」を選定する場合及び募集要項P8 4(1)ア(イ)「構成企業から業務を直接受託又は請負うことを予定している企業(以下、「協力企業」という)がある場合は、これを明らかにすることを妨げない。」によって協力企業を明らかにする場合は委任状が必要です。協力企業について委任状を提出する場合は委任状内の(応募者の構成企業)を(応募者の協力企業)に変更してください。
50	募集要項様式集	様式 9-4		エクセル上の計算式が誤っていると思われませんが、正しい積算表データを提供頂けますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。